

電気通信大学情報理工学域副学域長に関する規程

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）第17条第7項の規定に基づき電気通信大学情報理工学域副学域長（以下「副学域長」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び任命)

第2条 情報理工学域長（以下「学域長」という。）が必要と認める場合は、学長と協議のうえ、組織規則第17条第6項の規定に基づき、情報理工学域に副学域長を置くことができるものとする。

2 副学域長は、情報理工学域の専任の教授のうちから、学域長又は学域長就任予定者の指名する候補者について、情報理工学域教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

(職務)

第3条 副学域長は、学域長の職務を補佐する。

(任期)

第4条 副学域長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、副学域長の任期は、当該副学域長を指名した学域長の任期の終期を超えることはできないものとする。

3 副学域長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、電気通信大学情報理工学部副学部長に関する規程は廃止する。